

小規模事業者持続化補助金のご案内

- 経営計画に基づいて実施する販路拡大等の取り組みに対し50万円を上限に補助金（補助率：2/3）が出ます
- 計画の作成や販路拡大の実施の際、商工会議所の指導・助言を受けられます
- 小規模事業者が対象です（従業員5名以下の事業者を優先的に採択）

1. 補助対象者

小規模事業者者[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用]

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

2. 補助額等

補助上限額50万円。（補助率2/3）

※雇用を増加させる取組については、補助上限100万円。

※従業員5人以下の小規模事業者を優先的に採択します。

3. 募集期間

受付開始：平成26年2月27日（木） 15:00～

一次締切：平成26年3月28日（金）[締切日17時必着]

二次締切：平成26年5月27日（火）[締切日17時必着]

4. 対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路拡大等のための事業

《取り組みの例》

① 広告宣伝

・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布

② 集客力を高めるための店舗改装

・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

③ 商談会・展示会への出展

・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展

④ 商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更

・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

5. 公募要領等

詳細については、<http://www.jizokukahojokin.info/>をご覧ください。

6. 申請書提出先

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-11-8 電話番号：03-5413-7221

【お問い合わせ先】

下関商工会議所 中小企業相談所 TEL 083-222-3333